

返戻金制度について

この契約に基づき採用した丙が、6ヵ月に満たない期間中に自己の意思により、又は就業規則違反等の丙の責に記すべき事由により退職した場合は、乙は甲から支払われた紹介手数料について、次の割合で計算された金額を甲に返戻することとします。

- 1ヵ月未満で退職した場合 80%に相当する額
- 3ヵ月未満で退職した場合 50%に相当する額
- 6ヵ月未満で退職した場合 20%に相当する額

なお、求人者の事由に起因する退職もしくは求人者の都合による解雇の場合等、上記事由以外では、手数料の返還はいたしません。

紹介手数料の返戻の時期

乙は甲に対し、丙の退職日30日以内に、甲が指定した銀行口座へ振り込む方法により返戻するものとします。

また、返戻金制度は人材紹介に関する有料職業紹介に関する基本契約書より別の定めをする場合があります。

以上

許可番号 13-ユ-311950

事業者名 株式会社オクタゴン